

伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書

1 事業名

伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業

2 事業概要

伊勢原市高部屋愛育保育園（以下「保育所」という。）に入園している園児が保育所で使用する紙おむつやおしりふき等（以下「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとする。

3 対象園児

0歳児から3歳児クラスに在籍する園児

なお、本市の判断により、対象クラスを拡大する場合がある。

4 協定期間

協定書締結日から令和9年3月31日まで

ただし、本協定期間満了後も事業の継続が必要と判断される場合、協定期間満了前に次期契約に関する優先交渉を行う機会を設けるものとする。

5 実施場所

伊勢原市高部屋愛育保育園

所在地 伊勢原市西富岡 1096 番地

6 事業内容

提供事業者（以下「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

（1）サービスの利用に関する契約

サービスの利用を希望する園児の保護者（以下「保護者」という。）が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と保護者とで直接契約を行う。なお、1か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

（2）紙おむつ等の提供

事業者は、サービスの利用の契約を行った保護者の園児に対し、保育所で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は契約者の確認ができる資料を保育所に提供し、契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育所に

報告する。

(3) 紙おむつ等の納品

事業者と保育所で協議の上決定された日時において、保育所及び保護者からの発注を受けたサービスに係る紙おむつ等を、保育所が指定する場所へ直接納品するものとする。

(4) 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーの製品とし、利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）の紙おむつ等を取り扱うこととする。

(5) 利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については事業者とサービスの利用の契約を行った保護者との間で行うこととし、本市はこれに一切関与しない。

(6) 問合せ対応

事業者は、当該事業に関する保護者や保育所からの問合せ等について適切に対応できるよう、相談サポート体制を整えることとする。

(7) 保育所及び保護者への周知

サービスを円滑に運営できるよう、保育所に対しては、導入前に関係職員への説明会を実施するとともに、保育所向けの説明資料やマニュアル、保護者向けの案内チラシ、利用申込書等を作成し、配布する。

7 個人情報の保護

事業者は、事業の実施に伴い個人情報を取扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

本特記事項は、協定書、その他の書面と一体を成す。

本特記事項の記載内容が他の書面と相違するときは、本特記事項の記載内容を優先して適用する。

(秘密等の保持)

第1条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 乙は、この協定による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 乙は、この協定による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、本特記事項において従事者等が遵守すべき事項及びこの協定による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

い。

- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(個人情報処理の第三者委託の制限)

第7条 乙は、この協定に基づき利用者より取得した個人情報について、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、利用者より取得した個人情報の処理を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に適宜報告しなければならない。

- 6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。

(取得の制限)

第8条 乙は、この協定による業務において利用する個人情報を取得するときは、協定の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により個人情報を取得しなければならない。

(目的以外の利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、この協定による業務において利用する個人情報について、甲の指示又は承諾を得ることなくこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第10条 乙は、この協定による業務において利用する個人情報が記録された資料等を甲の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、この協定による業務において利用する個人情報を漏えい、き損及び滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

3 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

5 乙は、この協定による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

6 乙は、この協定による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

8 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

9 乙は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

(事故発生時等の対応)

第12条 乙は、この協定による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報漏えい等の事故が発生した場合に備え、乙その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、この協定による業務の処理に関して個人情報漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(立入調査等)

第13条 甲は、この協定による業務において利用する個人情報の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所（再委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この協定による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。